

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	国民健康保険の賦課、資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、国民健康保険の賦課、資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和7年5月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の賦課、資格管理及び給付に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法及び国民健康保険法に基づき、国民健康保険の賦課決定、被保険者の資格の管理、資格確認書・限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック、療養費の給付業務等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>(1)賦課に関すること。 (2)資格管理に関すること。 (3)証発行(資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証等)に関すること。 (4)保険給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関すること。 (5)レセプト点検等に関すること。 (6)オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(国保情報集約システム経由)。</p> <p>*旧評価書(「評価書番号14 国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書」及び「評価書番号15 国民健康保険の資格管理および給付に関する事務 基礎項目評価書」)を統合する。また、賦課方式の変更(保険税から保険料)に伴い、双方に対応した評価書とする。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、住登外・宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者等台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表の24の項 ・番号法 第9条第1項 別表の44の項 ・大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表48の項及び第50条 ・番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表69の項及び第71条、70の項及び第72条、71の項及び第73条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表1の項及び第3条、2の項及び第4条、3の項及び第5条、5の項及び第7条、6の項及び第8条、27の項及び第29条、42の項及び第44条、48の項及び第50条、57の項及び第59条、65の項及び第67条、69の項及び第71条、83の項及び第85条、87の項及び第89条、115の項及び第117条、125の項及び第127条、132の項及び第134条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健医療部 保険年金課 住所:大東市谷川1丁目1番1号 電話:072-870-0521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健医療部 保険年金課 住所:大東市谷川1丁目1番1号 電話:072-870-0521
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)のパスワード等による保護	
9. 監査		
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認をしている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日				事前	再実施
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第1項 別表の44の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の42、43、44、45の項 <p>* 第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含み、第二欄(事務)が「国民健康保険法による～」に関する事務であって主務省令で定めるものである項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第26条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93の項 * 第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含み、第四欄(特定個人情報)が「医療保険給付関係情報」であって主務省令で定めるもの又は「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」であって主務省令で定めるものである項 * 第三欄(情報提供者)が「市町村長」で、第四欄(特定個人情報)が「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法～の規定により通知することとされている事項に関する情報」であって主務省令で定めるものである項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69の項及び第71条、70の項及び第72条、71の項及び第73条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1の項及び第3条、2の項及び第4条、3の項及び第5条、5の項及び第7条、6の項及び第8条、27の項及び第29条、42の項及び第44条、48の項及び第50条、57の項及び第59条、65の項及び第67条、69の項及び第71条、83の項及び第85条、87の項及び第89条、115の項及び第117条、125の項及び第127条、132の項及び第134条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第1項 別表の44の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番44 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第1項 別表の44の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	文言の整理
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69の項及び第71条、70の項及び第72条、71の項及び第73条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1の項及び第3条、2の項及び第4条、3の項及び第5条、5の項及び第7条、6の項及び第8条、27の項及び第29条、42の項及び第44条、48の項及び第50条、57の項及び第59条、65の項及び第67条、69の項及び第71条、83の項及び第85条、87の項及び第89条、115の項及び第117条、125の項及び第127条、132の項及び第134条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項及び第50条 ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表69の項及び第71条、70の項及び第72条、71の項及び第73条 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表1の項及び第3条、2の項及び第4条、3の項及び第5条、5の項及び第7条、6の項及び第8条、27の項及び第29条、42の項及び第44条、48の項及び第50条、57の項及び第59条、65の項及び第67条、69の項及び第71条、83の項及び第85条、87の項及び第89条、115の項及び第117条、125の項及び第127条、132の項及び第134条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	文言の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法及び国民健康保険法に基づき、国民健康保険の賦課決定、被保険者の資格の管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック、療養費の給付業務等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>(1) 賦課に関すること。 (2) 資格管理に関すること。 (3) 証発行(被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等)に関すること。 (4) 保険給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関すること。 (5) レセプト点検等に関すること。 (6) オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(国保情報集約システム経由)。</p> <p>*旧評価書(「評価書番号14 国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書」及び「評価書番号15 国民健康保険の資格管理および給付に関する事務 基礎項目評価書」)を統合する。また、賦課方式の変更(保険税から保険料)に伴い、双方に対応した評価書とする。</p>	<p>地方税法及び国民健康保険法に基づき、国民健康保険の賦課決定、被保険者の資格の管理、被保険者証(令和6年12月2日以降は被保険者証に代わり資格確認書)・限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック、療養費の給付業務等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>(1) 賦課に関すること。 (2) 資格管理に関すること。 (3) 証発行(被保険者証(令和6年12月2日以降は被保険者証に代わり資格確認書)、高齢受給者証、限度額適用認定証等)に関すること。 (4) 保険給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関すること。 (5) レセプト点検等に関すること。 (6) オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(国保情報集約システム経由)。</p> <p>*旧評価書(「評価書番号14 国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書」及び「評価書番号15 国民健康保険の資格管理および給付に関する事務 基礎項目評価書」)を統合する。また、賦課方式の変更(保険税から保険料)に伴い、双方に対応した評価書とする。</p>	事前	法改正に伴う変更
令和6年11月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目追加	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	時点修正
令和6年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年6月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	時点修正
令和6年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か【十分である】</p> <p>判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)のパスワード等による保護 	事前	新様式への移行に伴うもの
令和6年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>最も優先度が高いと考えられる対策【8】特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>当該対策は十分か【再掲】【十分である】</p> <p>判断の根拠 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認をしている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	新様式への移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法及び国民健康保険法に基づき、国民健康保険の賦課決定、被保険者の資格の管理、被保険者証・限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック、療養費の給付業務等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>(1) 賦課に関すること。 (2) 資格管理に関すること。 (3) 証発行(被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等)に関すること。 (4) 保険給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関すること。 (5) レセプト点検等に関すること。 (6) オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(国保情報集約システム経由)。</p> <p>*旧評価書(「評価書番号14 国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書」及び「評価書番号15 国民健康保険の資格管理および給付に関する事務 基礎項目評価書」)を統合する。また、賦課方式の変更(保険税から保険料)に伴い、双方に対応した評価書とする。</p>	<p>地方税法及び国民健康保険法に基づき、国民健康保険の賦課決定、被保険者の資格の管理、資格確認書・限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック、療養費の給付業務等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>(1) 賦課に関すること。 (2) 資格管理に関すること。 (3) 証発行(資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証等)に関すること。 (4) 保険給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)に関すること。 (5) レセプト点検等に関すること。 (6) オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(国保情報集約システム経由)。</p> <p>*旧評価書(「評価書番号14 国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書」及び「評価書番号15 国民健康保険の資格管理および給付に関する事務 基礎項目評価書」)を統合する。また、賦課方式の変更(保険税から保険料)に伴い、双方に対応した評価書とする。</p>	事前	法改正に伴う変更
令和7年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、市町村事務処理標準システム、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム(市町村事務処理標準システム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、住登外・宛名管理システム	事後	システム名の整理
令和7年5月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第1項 別表の44の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>・番号法 第9条第1項 別表の24の項 ・番号法 第9条第1項 別表の44の項 ・大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	条例改正に伴う変更
令和7年5月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年11月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事前	時点修正
令和7年5月13日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年11月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事前	時点修正